

坂東市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

坂東市では、行政財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、坂東市役所本庁舎に自動販売機を設置及び運営ができる設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定する。

入札を希望される事業者は、本募集要項を熟読し、内容を承知した上で参加すること。

1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年坂東市訓令第47号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (8) 下記10（3）の一般競争入札参加申請に必要な申請書類をすべて提出すること。

2 入札に関する事項等

(1) 件名：坂東市役所本庁舎自動販売機設置場所貸付

(2) 自動販売機の貸付場所及び貸付面積等

所在地	施設名	物件	貸付スペース（mm） 横幅×奥行×高さ	最低貸付料 （円／年）	備考
坂東市岩井 4365 番地	坂東市役所本庁舎 1 階	①	1,500×900×2,500	40,000 円	
		②	1,350×850×2,500	40,000 円	
		③	1,350×850×2,500	40,000 円	紙コップ式

坂東市岩井 4365 番地	坂東市役所本庁舎 2 階	④	1,500×950×2,500	40,000 円	
		⑤	1,500×950×2,500	40,000 円	
	坂東市役所本庁舎 3 階	⑥	1,500×950×2,500	40,000 円	
		⑦	1,500×950×2,500	40,000 円	

- ※1 自動販売機転倒防止器具、電気設備等は貸付スペース内に設置すること。
- ※2 自動販売機の設置寸法は、加熱余地等を含んだ設置の許容面積とする。
- ※3 自動販売機は、1 台のみ設置できるものとする。
- ※4 販売する製品の種類は、酒類を除く清涼飲料水とする。
- ※5 複数の物件を申込みすることも可能とする。

3 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

4 貸付条件

(1) 貸付期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日までの 5 年間

(2) 賃借料

入札金額（年額）に消費税及び地方消費税額を加算した金額とし、各年度に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること。ただし、1 年目及び 5 年目については年額の月割り額とする。

(3) 設置及び撤去

自動販売機の設置、維持管理及び撤去（原状回復含む）に係る費用は、設置者が負担すること。また、電気配線工事費用も同様とする。

(4) 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限る）を設置すること。また、電気子メーター設置に係る費用は、設置者が負担すること。

(5) 電気料金

設置者が自らの負担で設置した使用電力計測用の電気子メーターにより計測した使用量に基づき、貸付料とは別に年 4 回、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること。

(6) 売上報告

毎月の売上本数（個数）及び売上金額を、毎月末締めにて翌月の 1 0 日までに報告すること。

5 維持管理等

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこととし、商品補充の際には来庁者に十分に注意し、来庁者の妨げにならないようにすること。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。また、回収ボックスから使用済み容器等が溢れたり周囲に散乱しないようにすること。
- (3) 設置する自動販売機は、環境に配慮すべき庁舎内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- (4) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機本体に故障時等の連絡先を分かりやすく明記すること。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- (6) ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (7) 硬貨及び紙幣での支払いに加えて、電子マネー等のキャッシュレス決済対応が可能な機種にすること。
- (8) 現在発行されている10円から1,000円の貨幣に対応できること。
また、契約期間中に新たに発行された貨幣についても速やかに対応できるようにすること。
- (9) 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を上回らないこと。
- (10) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

6 貸付場所の返還

契約満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置者の責任と負担により原状回復を行い、市による確認を受けなければならない。

なお、解除による納入済みの賃借料は還付しない。

7 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

8 特記事項

(1) 災害発生時の対応

災害等により災害対策本部からの要請があった場合には、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。（災害対応型自動販売機）

(2) 設置台数の見直し

庁舎内における自動販売機の利用状況等により、自動販売機を追加（増設）することがある。

- (3) この要項の定めのほか、運営に関し疑義があるとき又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、市の解釈により決定するものとする。
- (4) 庁舎1階の市民カフェラウンジ内の営業を再開する可能性がある。（小売店舗含む）
- (5) 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

9 募集要項の配布期間及び場所

- (1) 期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月25日（金）
午前8時30分から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 場所 坂東市役所 総務部 管財課 管財係
※募集要項等は、坂東市公式ホームページからもダウンロード可。

10 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年9月14日（月）から令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 申請場所
坂東市岩井4365番地
坂東市役所 総務部 管財課 管財係
電話：0297-21-2179（直通）
- (3) 申請書類（提出各1部）

	提出書類	法人	個人	備考
①	一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○	
②	誓約書（様式第2号）	○	○	
③	自動販売機実績調書（様式第3号）	○	○	
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	×	
⑤	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○	
⑥	印鑑登録証明書	○	○	
⑦	国税に未納がないことを証する納税証明書（個人事業者は「その3の2」法人は「その3の3」）	○	○	

⑧	都道府県民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	
⑨	市町村民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	法人は事業所所在地の証明でも可

※④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨については、発行後3か月以内の原本とする。
 ※複数の物件に申し込む場合、「①一般競争入札参加資格審査申請書」は、申し込む物件ごとに提出すること。なお、「①一般競争入札参加資格審査申請書」以外の各証明書等は、1部ずつの提出で可。

(4) 申請方法

上記10(1)の申請期間内(必着)で、申請に必要な書類を上記10(2)の申請場所に郵送(書留郵便)又は持参するものとし、電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。

なお、提出書類は返却しない。

1.1 入札参加資格の確認等

上記10(3)の申請書類による入札参加の有無を確認し、令和8年9月30日(水)までに一般競争入札参加資格決定通知書及び一般競争入札参加証を電子メールにて送付する。

1.2 質疑書及び回答について

入札等の内容に関する質疑等については、下記の期間を設けて受付し、入札参加者に一斉に回答書を送付する。

(1) 質疑書受付期間

令和8年9月28日(月)午前9時から午後5時(必着)とする。

質疑がある場合のみ、質疑書を坂東市役所総務部管財課へ電子メールにて送信すること。

メール：kanzai@city.bando.ibaraki.jp

※送信後、確認のため管財課【0297-21-2179(直通)】へ連絡すること。

(2) 受付期間内に提出された質疑書については、令和8年9月30日(水)までにすべての入札参加者あてに電子メールにて回答する。

1.3 入札及び開札の日時

令和8年10月9日(金)午後2時

1.4 入札保証金

免除

1 5 契約保証金
免除

1 6 入札の手續

(1) 入札方法

ア 原則郵便入札とする。

イ 入札書（様式第4号）に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。なお、最低貸付料には消費税及び地方消費税に相当する額が含まれておりません。

ウ 入札書に記載する日付は、1 3 入札及び開札の日時の日付としてください。

エ 郵便入札用の封筒は、任意の二重封筒とし、表封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札の件名及び物件番号、入札参加者の商号又は名称を表記し、入札書を同封、封かんのうえ、管財課宛に書留郵便で送付してください。

オ 入札書の提出期限は、開札日の前日（令和8年10月8日（木））必着とします。

カ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、無効とします。

※やむを得ず直接持参する場合は、入札書を二重封筒に入れて物件ごとに開札日前日（令和8年10月8日（木））の午後5時までに管財課窓口へ提出してください。

(2) 入札時に提出する書類

ア 入札書 ※別紙「記入例」参考

イ 連絡担当者の名刺1枚（開札日に必ず連絡のとれる電話番号を記入）

1 7 入札への立ち合いについて

立ち合いを希望される場合は、開札日前日（令和8年10月8日（木））の午後3時までに電話で立ち合い希望の旨を連絡の上、開札時刻の15分前までに坂東市役所管財課（3階）へお越しください。なお、入札参加者の入札会場への立ち合いは、1社につき1人までとします。代表者の場合は名刺、代理人の場合は委任状が必要となります。

1 8 落札者の決定等

有効な入札を行った者のうち、最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高の価格で入札した者が辞退した場合又は、落札者の決定取り消しをした場合は、次点の方を落札者とします。また、当該最高価格をもって入札した者が2者以上あるときは、落札候補者に電話連絡により日時を調整のうえ「くじ」引きを実施し、落札者の決定を行いますので、連絡担当者は、当日連絡を受けられる体制を整えておいてください。なお、落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

結果については、入札開札日の原則午後5時までに落札者のみに電話連絡をします。それ以外の方には連絡しませんので、結果を確認したい場合は、開札日の翌日以降に電話にてお問合せください。

1 9 無効な入札等

(1) 次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- ア 入札に参加する資格がない者の入札
- イ 同一物件の入札において、2通以上の入札書を提出した者の入札
- ウ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- エ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な場合
- オ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した者の入札
- カ 入札に関し、不正行為があった者の入札
- キ 最低貸付料に達しない金額で入札した者の入札
- ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ケ 指定の開札日前日（令和8年10月8日（木））までに入札書等が到達しない場合

2 0 契約の締結

(1) 落札者は、令和8年10月26日（月）までに坂東市と公有財産貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。なお、契約金額は総額で行います。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。また、坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱に基づき、一定期間、坂東市の競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 落札者が契約を締結しない場合には、当該落札は効力を失います。

2 1 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名、入札金額を市のホームページで公表します。

2 2 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、坂東市一般競争入札参加要綱、坂東市財産管理規則、坂東市契約規則その他関係法令等の定めるところによります。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。

2 3 問い合わせ先

入札・募集要項に関すること

坂東市役所 総務部 管財課 管財係

電話 0297-21-2179 (直通)

FAX 0297-35-8201